

2024 年度国民健康保険税の税率改定について

1 税率改定の考え方

2024 年度税率改定は、第 6 期町田市国民健康保険事業財政改革計画（以下「第 6 期計画」という。）に基づいて実施します。第 6 期計画における赤字削減方針と税率改定への反映は、以下のとおりです。

第 6 期計画における 赤字削減の方針	2024 年度税率改定への反映
方針① 「10 年間で 50%」削減のペース（年間 1.5 億円）で赤字を解消する。	赤字額を 1.5 億円削減します。 （19.1 億円→17.6 億円）
方針② 「赤字の完全解消目標年次」を 2032 年度とする。（2028～2032 年度の 5 年間で残る 50%を完全解消）	影響なし （2028 年度以降の方針のため）
方針③ 税率改定は毎年度実施する。	2024 年度も税率改定を行います。
方針④ 新型コロナウイルス感染症の影響による赤字増分は税率改定の対象とする。	2024 年度に解消すべき赤字額は 7.2 億円です。
方針⑤ 税率改定上限額を設定する。	税率改定の上限を 5.0 億円とします。

2 2024年度の税率改定額について

(1) 国保財政の仕組み

2018年度の国保制度改正以降、市は都へ納付金を支払うことで、保険給付に必要な費用を全額、都から交付される仕組みとなっています。納付金は被保険者の医療給付に充てるため、保険税で負担すべき費用とされています。

(2) 2024年度の解消すべき赤字額

町田市は、保険税だけでは納付金の支払いをまかないきれないため、市税等で構成される一般会計から繰入金（＝赤字額）を投入しています。この繰入金から計画値を除いた金額が「解消すべき赤字額」となります。

2024年度の町田市の赤字額は24.8億円となる見込です。第6期計画における計画値17.6億円とするためには、2024年度の解消すべき赤字額は7.2億円となります。

○2024年度の解消すべき赤字額

2024年度の 赤字額	-	2024年度 計画値	=	2024年度の 解消すべき赤字額
24.8億円		17.6億円		7.2億円

(3) 2024年度の税率改定上限額

第6期計画に基づき、税率改定上限額は**5.0億円**となります。

(4) 2024年度の税率改定額

2024年度税率改定上限額(5.0億円)を超えた差額2.2億円は市が負担するため、**2024年度の税率改定額は5.0億円**となります。

○2024年度の税率改定額

2024年度の 解消すべき赤字額	-	2024年度 税率改定上限額 (＝税率改定額)	=	市負担額
7.2億円		5.0億円		2.2億円

<参考>2019年度以降の税率改定額

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (案)
2.5億円	0.6億円	3.6億円	3.9億円	4.6億円	5.0億円

3 2024年度の保険税率案

変更後の保険税率については、適正なバランスを保ち、かつ変更により生ずる影響が特定の世帯に偏らないものとするために、以下の2点に留意して税率改定を行います。

- ① 東京都から提示された2024年度の標準保険料率^{*1}を参考とします。
- ② 医療分、後期高齢者支援金分、介護分のそれぞれの所得割・均等割について、標準保険料率と現行税率の差を一定の割合で解消します。

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
2023年度	6.25%	36,500円	2.09%	12,100円	1.94%	14,600円
2024年度(案)	6.61%	38,900円	2.22%	12,900円	2.00%	15,000円
増加	0.36%	2,400円	0.13%	800円	0.06%	400円

※1 標準保険料率

各市町村の適正な保険料(税)率として、赤字が生じない運営を行うために必要な保険料(税)率を、東京都が算定し提示するものです。算定においては市町村ごとの所得水準や医療費水準が反映されており、各市町村が参考とすることができるものとされています。

2024年度 町田市の 標準保険料率	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
	8.45%	50,964円	2.87%	16,887円	2.31%	16,778円

4 被保険者への影響

(1) 1人あたり年税額

税率改定額を5.0億円とすることにより、被保険者1人あたりの年税額は、保険税率改定により5,230円の増額となります。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度(案)	2023年度と2024年度の差額
93,344円	97,361円	103,111円	108,236円	113,466円	5,230円

(標準保険料率に基づく1人あたり年税額：140,885円)

(2) モデル世帯の年税額

モデル世帯^{*2}(所得260万円、夫婦(40歳以上65歳未満)と子1人の3人世帯)の年税額は、保険税率改定により24,700円の増額となります。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度(案)	2023年度と2024年度の差額
382,660円	401,040円	420,700円	442,280円	466,980円	24,700円

(標準保険料率に基づくモデル世帯の年税額：532,700円)

※2 モデル世帯

2023年度まではモデル世帯の所得を200万円としていましたが、軽減の対象となったため、所得を260万円に変更しました。(都のモデル世帯所得に揃えました。)

所得変更に伴い、2023年度以前の年税額も変更しています。

<参考> (別紙1) 改正前税額と改正後税額との差額表
(別紙2) 2023年度保険料(税)率の比較